

## 新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起(その78)

令和3年12月27日

在シンガポール日本国大使館

1 12月26日、シンガポール保健省(MOH)は、オミクロン株管理のためのアプローチの調整として、(ア)2021年12月27日より、オミクロン感染者も他のCOVID-19感染者と同様に、指定された施設での隔離ではなく、現行のプロトコル1、2、3が適用されること、(イ)長期滞在パス、就労パス及び永住権の新規申請・更新の際にワクチン接種を要件とすること、(ウ)ボツワナ、エスワティニ、ガーナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ、ジンバブエからの渡航再開など、について公表しました。詳細は以下の保健省HPをご確認ください。

[https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/adjusting-our-approach-to-manage-the-omicron-variant\\_26Dec2021](https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/adjusting-our-approach-to-manage-the-omicron-variant_26Dec2021)

(1) COVID-19 オミクロン株の出現から1ヶ月が経ちました。当初は、オミクロンの特性が不確実であったため、より慎重なリスク抑制アプローチを採用し、シンガポール国内への拡散リスクを低減するためのターゲットを絞った対策を導入してきました。この戦略は、コミュニティへの変異株の流入を遅らせ、拡散を遅らせるのに効果的でした。国内外のデータに基づいて、その性質を学ぶ貴重な時間を得ることができました。

(2) オミクロン変異株はデルタ変異株よりも感染力は強いという国際的なデータがあります。他方、重症化リスクは低く、ワクチン、特にブースター接種は入院が必要な重症化を防ぐかなりの予防効果を有することも示されています。なお、先週は、経路不明なオミクロン株感染や、コミュニティでのクラスターが複数発生しましたが、オミクロン株が高い感染力を持つことを考えると、これは予想外ではありませんでした。

(3) オミクロン株に関する最新の理解に基づいて、オミクロン感染者を管理するアプローチを調整します。2021年12月27日より、オミクロン感染者も他のCOVID-19感染者と同様に、プロトコル1、2、3に従うことができますようにします。オミクロン感染者は、指定された施設での隔離ではなく、症状に応じて自宅療養(Home Recovery Programme)や療養施設(community care facilities)で管理されることとなります。オミクロン株感染者との濃厚接触者には、10日間の隔離ではなく、7日間の健康リスク警告(Health Risk Warning)が交付されプロトコル3が適用されます。現在隔離されている人たちは、今後数日間かけて隔離解除していきます。

(4) 感染者が増加した場合の防御を強化し、職場の安全を守るため、2022年1月15日から、Workforce Vaccination Measures に基づきワクチン未接種者が出勤するためのイベント前検査(PET)特例を廃止します。また、定期検査(RRT)が義務付けられていない職場において、2ヶ月間毎週自主的に検査を実施するための抗原迅速検査(ART)キット無料配布の第2次募集を開始します。これにより、感染者の早期発見が容易になり、職場に復帰する人が増えることでの職場感染を減らすことができます。また、2022年2月1日からは、ワクチン接種を長期滞在パス、就労パス、永住権の新規申請と更新の承認の条件とします。

(5) また、オミクロン株が世界で広がっている状況にあわせて、導入済みの渡航制限を更新する必要があります。つまり、2021年12月26日23時59分から、ボツワナ、エスワティニ、ガーナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ、ジンバブエの渡航制限を解除します。過去14日間以内に上記の国への渡航歴があるすべての渡航者は、シンガポールへの入国およびトランジットが可能となり、カテゴリ1-4の国/地域に対する水際措置が適用されることとなります。

〈確認されているオミクロン株感染者とオミクロン株の評価〉

(6) 2021年12月25日現在、443人の輸入症例と103人の国内症例、合計546人のオミクロン株感染者が確認されています。先週は、感染経路不明の国内オミクロン株感染者は13人、感染経路が判明した国内オミクロン株感染者は78人でした。

(7) 現在、アフリカやヨーロッパを中心に110カ国以上でオミクロン株が検出されています。影響を受けた国/地域からの現時点での報告によると、オミクロン株は少なくとも現在流行している変異株よりも感染力が強いことが示唆されています。世界的には、イギリスやデンマークなど多くの国で、オミクロン株がデルタ株に置き換わっています。

(8) これまでのデータでは、オミクロン株はデルタ株に比べ、入院や重症化リスクが低いことが示唆されています。シンガポール国内のオミクロン感染者もこれまでのところそれほど深刻ではありません。ほとんどの感染者がワクチン接種を完了しており、年齢層が若いことによる可能性があります。集中治療や酸素吸入を必要とした症例はありません。また、海外の暫定的な研究結果として、mRNA ワクチンを2回接種することで、オミクロンの有症状感染リスクを約35%減少させることが示されています。さらに、mRNA ワクチンを初期接種およびブースター接種した場合は、そのリスクは約75%に低下します。この統計は、有症状感染に対する防御を意味します。重症化や死亡に対する防御が細胞性免疫やその他の要素により強化されるものと考えられ、したがって、感染や重症化に対する防御を強化するために、ブースター接種プログラムを進めるこ

とが重要です。

〈国内オミクロン株感染管理のためのアプローチの調整〉

(9) オミクロン株に関する最新の理解と国際的な経験に基づけば、デルタ株の感染者よりオミクロン株感染者は増えるものの、ワクチン接種とブースター接種による防御によって重症者や死亡者の比率は少なくなると考えられます。

(10) 2021年12月27日より、オミクロン株感染者の管理方法を、現行のプロトコル1、2、3に移行します。オミクロン株感染者でも、今後は指定された施設での隔離は必要ありません。プロトコル1に従い、体調不良の方は医学的な所見と潜在的なリスク要因の両方に基づいて評価され、自宅療養プログラム(Home Recovery Programme)の下に置かれるか、療養施設(COVID-19 treatment facilities)や病院で管理されることとなります。10日間(ワクチン接種者または12歳未満の子ども)または14日間(ワクチン未接種者)と一定期間後に療養解除とする(プロトコル1の)扱いに従うこととなります。無症状であっても自己検査で陽性となった人は、3日目以降にARTを実施してから(陰性であることをもって)自己隔離解除するなどプロトコル2の下での自己検査と自己管理となります。

(11) オミクロン株感染者の濃厚接触者は、指定された施設に10日間隔離される代わりに、プロトコル3が適用されます。7日間の健康リスク警告(Health Risk Warning)が交付され、外出前に毎日ARTによる自己検査が義務づけられます。接触者の追跡は、家族による自己申告やTraceTogetherなどのデジタルツールの活用による追跡に戻し、病院、老人ホーム、MSF老人ホーム、幼稚園などの脆弱な環境には厳しい囲い込みが導入されます。

(12) 国内オミクロン株感染者の管理方法の調整により、医療資源を重症者や脆弱な環境にいる人々の保護に集中させることが可能になります。また、COVID-19ウイルスの株によらない、COVID-19を管理するための単一の合理的な方法に戻ることができ、現場での対策の運用とプロトコル1、2、3の遵守を促進することができます。

〈Workforce Vaccination Measures における PET の廃止〉

(13) 以前、2022年1月1日からWorkforce Vaccination Measuresを実施することを発表し(注1)、また同時にワクチン接種をしていない労働者はイベント前テスト(PET)の結果が陰性であれば職場に戻ることが出来るという特別措置を見直すことを表明しました。

(14)このワクチン未接種者に対する PET による特別措置については、政労使三者による協議と検討の結果、2022年1月15日から廃止することを決定しました。ワクチンを部分接種している労働者(すなわち、少なくとも1回目のワクチンを接種しているがまだワクチン接種を完了していない者)には、2022年1月31日まで、ワクチン接種を完了するための猶予期間が与えられます。猶予期間中は PET の結果が陰性であれば出勤することが出来ます。

(15)この変更はワクチン接種をしていない者を守り、誰にとってもより安全な職場を作ることにつながります。政労使はこの変更を支持し、雇用主と労働者に指針を提供するために、職場での COVID-19 ワクチン接種に関する最新の勧告を発表しました( [www.mom.gov.sg/vaccinationadvisory](http://www.mom.gov.sg/vaccinationadvisory) )。

〈ART キットの配布による定期的な自己検査の促進〉

(16)2022年1月1日から多くの労働者が職場に戻ることで、また、特にオミクロン株の感染力が高いことを考えると、職場内感染のリスクが高まる可能性があります。既に多くの労働者がワクチンを接種しているため重症化することはありませんが、企業は全ての労働者に対して定期的な検査を実施することを勧奨します。これにより、COVID-19 感染の可能性を早期に発見することが出来ます。また陽性と判定された人は自己隔離をし、家族、友人、同僚を守るための予防策を講じることができるようになります。高リスクの職場ではすでに FET の RRT (Rostered Routine Testing。注:定期検査)が義務付けられており、RRT の対象となるワクチン接種労働者を支援する助成は 2022年3月31日まで延長しています。

(17)低リスクとされる職場でも定期検査の実施を支援するため、第2回目となる職場向け ART キットの配布を実施する予定です。オンサイト労働者(現地や現場で働く労働者)がいて、RRT が義務付けられていない企業は、資金支援が必要な場合、ワクチン接種を完了しているオンサイト労働者1人あたり、2 カ月間毎週検査できるよう8個の ART キットを申請することができます(注2)。申請受付期間は 2022年1月3日から31日までです。詳細は [www.go.gov.sg/time-limited-rrt-art](http://www.go.gov.sg/time-limited-rrt-art) で確認してください。

〈長期滞在パス、就労パス及び永住権の新規申請・更新に係るワクチン接種要件〉

(18)我々は高いワクチン接種率を維持するため、シンガポールへの入国(再入国)の要件として、長期滞在パス所持者へのワクチン接種を先に導入していました。これは、2021年11月1日から実施されていますが、2022年2月1日からは、新規の長期滞在パス、就労パス、および永住権についてもワクチン接種が承認の要件となります。また、就労パスの更新の際にもワクチン接種が必須要件となります。ワクチン接種に関す

る要件の詳細は、付属書 A に記載されています。

付属書 A : <https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-ae1814f71d7e7420bb3ddbfbddd4fa809.pdf>

〈ボツワナ、エスワティニ、ガーナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ、ジンバブエからの渡航再開〉

(19)直近 14 日間以内にボツワナ、エスワティニ、ガーナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ、ジンバブエに渡航歴のある長期滞在者及び短期滞在者は、これらの国/地域におけるオミクロン株の流行を受け、4 週間はシンガポールへの入国及びシンガポールでのトランジットが認められないことを以前発表していました。

(20)オミクロン株は、その後世界中に広がっています。そのため、これらの国の渡航制限を解除し、カテゴリー4に分類します。これにより、シンガポールへの出発前 14 日間以内にボツワナ、エスワティニ、ガーナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ、ジンバブエへの渡航歴があるすべての渡航者は、2021 年 12 月 26 日 23 時 59 分から、シンガポールへの入国およびトランジットが可能となり、カテゴリー4 の国/地域の水際措置が適用されることとなります。

(21)国/地域の分類と水際措置は、付属書 B を確認してください。我々は世界情勢の進展に伴い、COVID レジリエントな国になるためのロードマップに連携した水際措置の調整を続けていきます。シンガポールへの渡航に利用できるセーフ・トラベル・レーンのリストや、渡航者が利用する各レーンで適応される現行の水際措置とその変更は、Safe Travel のウェブサイトにて更新されます。全ての利用レーンでカテゴリー1、2、3、4 に分類された水際措置が適応されるわけではありませんので、渡航者は、必ずシンガポール入国時に利用するレーンと、それに従った国/地域の最新の水際措置を Safe Travel のウェブサイトを確認し、入国までに準備しておくことが奨励されます。

付属書 B : <https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-bace2c03dba404d47a0095426db40c335.pdf>

Safe Travel ウェブサイト : <https://safetravel.ica.gov.sg/>

〈オミクロン変異株との共生に向けて〉

(22)今回の対策は、COVID-19 の感染拡大を抑えることと、COVID-19 と共存する計画を継続することのバランスを取ることを目的としています。オミクロン株は感染力が強いため、近いうちに局地的に新たな波が来ることを想定しておかなければなりません。しかし、皆さんがワクチン接種とブースター接種を受け、定期的な自己検査をし、陽性

であれば自己隔離するという役割を果たせば、その波のピークを弱めることができ、医療体制に再び大きな負担をかけることは避けられると思います。海外からの入国者や感染者と接触した人は、社会の責任を果たすという意味で、社会的交流を減らす必要があります。

(23) また、オミクロンをより理解し、COVID-19 と共に生きるための次のステップとして、拡張プロトコル 2 に基づき症状の軽い患者の大半を地域の開業医と連携して治療をしていきたいと考えています。この拡張プロトコル 2 の詳細については、2022 年 1 月上旬に改めて発表する予定です。COVID-19 との闘いにおけるこの新たな挑戦を乗り切るために、シンガポールの人々の継続的な支援をお願いします。

(24) オミクロンの感染力と我々のオープンな社会性を考えると、すでに 100 カ国以上で感染が拡大しているように、オミクロンが我々のコミュニティでも広がることは必然です。今後、数日から数週間のうちには市中感染が増え、急速に広がるのが予想されます。これもまた、COVID-19 と共に生きていくために必要なプロセスなのだと思います。我々は、ブースター接種や子どもたちへのワクチン接種を開始するなど、できる限りの準備をしてきました。今後1～2ヶ月に予想されるオミクロンの波を乗り切るために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

(注1) 2021 年 10 月 23 日の MOM のプレスリリースをご参照ください：  
<https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2021/1023-implementation-of-workforce-vaccination-measures>

(注2) ワクチン未接種の場合は、2022 年 1 月 1 日から職場に戻る前に自費で PET を受検しなければならず、2022 年 1 月 15 日からは出勤が一切できなくなります。同様に、部分接種(最低1回はワクチン接種をしているがまだ完了していない)の場合も、ワクチン接種が完了するまで、PET 検査費用は自己負担となります。

2 日本では、現在、検疫が強化されています。「オミクロン株に対する指定国・地域からのすべての入国者に対する検疫の強化」の詳細については、次の日本国外務省 URL の3. (2)をご参照ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

3 シンガポール保健省(MOH)は、シンガポール国内における感染者数及び予防接種状況等関連情報を以下の保健省HPで公表しています。

(保健省HP) <https://www.moh.gov.sg/>



4 シンガポール国外でワクチンを接種して新規に入国する就労パス保持者 (Employment Pass、S Pass、Dependant's Pass) 及び学生パス保持者 (Student's Pass 及び同行者) については、Stay Home Notice 終了後 2 週間以内にワクチン接種状況確認手続 (抗体検査を含む) を行うことが義務づけられています。手続は一部日系クリニックも含む保健省登録のクリニックで受付けています。詳細は次の URL をご参照ください。

[https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00355.html](https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00355.html)

5 日本帰国時には、検疫所へ「出国前72時間以内の検査証明書」の提示が必要です。提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められないこととなります。

検査証明書は、シンガポールの認定クリニックにより交付される digital PDT certificate (Memo on Real Time RT-PCR Swab Test Result) を印刷したものを提示いただくことで足り、必ずしも日本の「所定のフォーマット」の使用の必要はありません (シンガポールの認定クリニック発行の digital PDT certificate (Memo on Real Time RT-PCR Swab Test Result)) であれば、性別、医療機関住所の記載及び医療機関の印影がなくてもかまいません)。シンガポールにおける検査方法は

<https://safetravel.ica.gov.sg/departing/overview> (シンガポール政府サイト) をご参照ください。

また、空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の確認が行われます。

詳細は次の URL をご参照ください。

[https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/keneki\\_0108.html](https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/keneki_0108.html)

6 日本国政府は、8月1日 (日本時間) から在留先でのワクチン接種に懸念等を有する海外在留邦人等を対象とした新型コロナワクチン接種事業のインターネット予約受付を開始しています。本事業での接種を希望される方は、以下の外務省海外安全HPに掲載されている特設サイトを通じて事前の予約をお願いします。(2022年1月24日まで予約可能です。)

(海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

7 日本国警察庁は、日本の運転免許証の更新について、海外に滞在されている皆様様が活用可能な手続きを一覧で公表しています。

(警察庁 HP「海外滞在者の自動車運転免許証の更新等に係る特例について」)

[https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai\\_tokurei.html](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai_tokurei.html)

8 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/#inter>

(全日空HP)

<https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空HP)

[https://www.singaporeair.com/en\\_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=k88gnin9](https://www.singaporeair.com/en_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=k88gnin9)

(シンガポール・エアライングループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域も同HPを御参照下さい。)

9 外務省海外安全ホームページ、厚生労働省ホームページ、シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省(MOHホームページ)

<https://www.moh.gov.sg/>

(参考)シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。(チャンネル登録: <https://go.gov.sg/whatsapp> )

在シンガポール日本国大使館

TEL:6235-8855

FAX:6733-5612

E-mail : [ryoji@sn.mofa.go.jp](mailto:ryoji@sn.mofa.go.jp)

[http://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)